

# 株 主 各 位

川崎市中原区中丸子150番地

## 東京応化工業株式会社

取締役社長 阿久津 郁夫

### 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成24年6月26日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

#### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

78頁から79頁までに記載の「インターネット等による議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階第一会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第82期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第82期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件
- 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tok.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国を中心とした新興国では成長基調を維持しましたが、欧州の財政・金融危機や欧米における失業率の高止まりが見られるなど、不安定な状況が続きました。また、わが国経済は、東日本大震災の影響から立ち直りつつありましたが、歴史的な円高水準の長期化やタイで発生した洪水の影響等により、景気回復の動きは弱まりました。

当社グループ製品の主な需要先でありますエレクトロニクス業界におきましては、半導体市場では、パソコン向け製品の出荷数量は低迷しましたが、スマートフォン（高機能携帯電話）やタブレット端末（多機能携帯端末）向け製品が旺盛な需要に支えられ堅調に推移したことにより、総じて出荷数量が増加しました。しかしながら、液晶ディスプレイ市場は、液晶テレビの需要後退が顕在化し低調に推移しました。

このような情勢の下、当社グループは、主要製品の収支改善に取り組み収益基盤の強化を図ってきたほか、将来の成長に欠かせない新規事業の創出に特化した組織を新設し、事業領域の拡大に向けて本格的な活動を開始いたしました。また、BCP（事業継続計画）を念頭に置いた生産体制や物流体制の再構築に取り組みとともに、災害発生時の初期対応を見直すなど危機管理体制の充実にも努めてまいりました。

既存事業領域におきましては、材料事業の半導体製造分野では、東日本大震災による影響がありましたものの、全社一丸となって早期復旧を果たしたことにより、供給を滞らせることなく最先端材料を中心に出荷数量を増加させることができました。さらに、各種最先端微細加工技術の開発にも注力しユーザーニーズに適合した製品を提供してまいりました。また、同事業のフラットパネルディスプレイ製造分野では、スマートフォン（高機能携帯電話）やタブレット端末（多機能携帯端末）に搭載される高精細ディスプレイに欠かせない高度な技術・品質が求められる製品の出荷拡大に努めたほか、収益改善の観点から一部の製品において、当社が保有している特許権を含めた製造技術、ノウハウ等を海外関連会社に供与して、受取技術料を得る事業形態への移行を図ってまいりました。次に、装置事業は、液晶パネルメーカーの設備投資抑制の影響を受け受注は低調に推移いたしました。出荷済み製品の検収促進に注力した結果、大幅な売上増加につなげることができました。

一方、新規事業領域におきましては、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン<sup>®</sup>」では、ユーザーニーズに応えるべく、当社グループの特徴を生かした材料・装置両面からの製品開発・提供に努めたことにより、将来に向けた手応えを得ることができました。さらに、再生可能エネルギーとして期待の大きい次世代太陽電池製造プロセスに対応する製品では、結晶シリコン系太陽電池向け製品は需要拡大により出荷数量を増加させることができ、化合物系太陽電池向け製品では引き続き実用化を目指した開発を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、800億6百万円（前年度比0.0%増）となりました。利益面におきましては、材料事業における貸倒引当金繰入額の計上が影響し、営業利益は60億72百万円（同0.4%減）、経常利益は68億36百万円（同2.9%増）、当期純利益は38億18百万円（同4.6%増）となりました。

なお、従来、営業外収益に計上しておりました受取技術料につきましては、当連結会計年度より売上高に計上しております。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

#### 【材料事業】

〔エレクトロニクス機能材料部門〕

半導体用フォトレジストは、国内ユーザーの稼働率低下により汎用的な製品の売上が減少いたしました。スマートフォン（高性能携帯電話）等の需要拡大を背景に、アジア地域におけるエキシマレーザー用フォトレジストの販売が増加したことにより、総じて売上は好調に推移いたしました。一方、液晶ディスプレイ用フォトレジストは、高精細ディスプレイ向け製品の販売増加はありましたが、液晶パネルメーカーの稼働率低下等により、売上は前年度を下回りました。また、半導体パッケージ用フォトレジストにつきましては、アジア地域を中心とした営業活動が奏功し、売上は前年度を上回りました。

この結果、当部門の売上高は432億46百万円（前年度比1.6%増）となりました。

〔高純度化学薬品部門〕

ユーザーの稼働率低下、特に東日本大震災による国内ユーザーの生産の大幅な落込みにより出荷数量が減少したほか、価格下落も加わったため、半導体用フォトレジスト付属薬品、液晶ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品ともに、売上は低調に推移いたしました。

この結果、当部門の売上高は227億89百万円（同9.3%減）となりました。

以上の結果、材料事業の内部取引を除いた売上高は、平成23年3月1日付での印刷材料事業の譲渡に伴う売上高の減少もあり、666億22百万円（同6.8%減）となりました。

|             | 前連結会計年度   | 当連結会計年度   | 増減額       | 増減率   |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 材料事業<br>売上高 | 71,456百万円 | 66,622百万円 | 4,834百万円減 | 6.8%減 |

## 【装置事業】

〔プロセス機器部門〕

液晶パネルメーカーの設備投資抑制に加え、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン<sup>®</sup>」が関わる三次元実装市場の立上がり遅延等、事業環境は厳しく、当部門の受注は前年度を下回りました。一方、液晶パネル製造装置のアジア地域における出荷済み製品の検収促進に注力した結果、当部門の売上は前年度を大きく上回ることができました。

この結果、装置事業の内部取引を除いた売上高は、133億84百万円（前年度比56.8%増）となりました。

|             | 前連結会計年度  | 当連結会計年度   | 増減額       | 増減率    |
|-------------|----------|-----------|-----------|--------|
| 装置事業<br>売上高 | 8,533百万円 | 13,384百万円 | 4,850百万円増 | 56.8%増 |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は31億62百万円であり、事業別の設備投資等につきましては、次のとおりであります。

### ① 材料事業

当社相模事業所における研究開発投資を中心に29億95百万円の設備投資を実施いたしました。

### ② 装置事業

当社湘南事業所における研究開発投資を中心に1億26百万円の設備投資を実施いたしました。

### ③ 全社（共通）

情報システム関連機器等を中心に40百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しにつきましては、米国の景気回復基調、中国を中心とした新興国における成長維持により、景気の持ち直しが期待されておりますが、欧州での財政危機の長期化が危惧され、予断を許さない状況が続くものと予想されます。また、わが国経済を取り巻く環境は、東日本大震災後の復興需要の顕在化やエコカー補助金の再開等による生産活動の回復が期待されるなど、上向いた景況感が見込まれておりますが、足元の原油価格の高止まりや根強いデフレ等の要因もあり、引き続き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような情勢の下、当社グループが主要な事業としている半導体・液晶ディスプレイ市場向け製品は、企業間競争の一層の厳しさが予想されておりますので、グローバル化している業界動向を注視しながら、経営資源を効率的に活用して事業の見極めとリスクに対応できる事業活動を展開していくことが必須であると考えており、10年後の姿を見据えた機動的な仕組みを持つ「新生東京応化」の実現に向け、以下の戦略を推進してまいります。

まず、既存事業領域におきましては、材料事業における半導体製造分野では、微細加工の技術革新に対する高度な要求に応える新たな技術の提案を行い、深耕拡大を継続的に推進していくとともに、より一層のコスト低減を実現できる事業基盤を構築し収益向上を追求してまいります。また、同事業のフラットパネルディスプレイ製造分野では、当社グループのネットワークを最大限に活用したビジネスモデルへの転換を模索し、収益向上を目指してまいります。さらに、有機EL（エレクトロ・ルミネッセンス）に代表され、既存の液晶技術に代わると期待されている省エネルギー対応ディスプレイ向け材料の開発・拡販も進めてまいります。一方、装置事業におきましては、液晶パネル製造装置の将来の需要動向を勘案し事業の見直しを行うとともに、従来から取り組んできたシリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン<sup>®</sup>」の拡販を目指してまいります。

次に、新規事業領域におきましては、営業部門と開発部門の新規事業に係る機能の統合により得られた成果のもと、当社独自の新製品の創出を加速させるとともに、液晶パネル製造装置の開発で培った塗布技術を応用し、次世代太陽電池向け製品のほか塗布技術が活用できる製品の開発を強化させ上市に向けた取組みを進めてまいります。このような将来の成長に向けた開発を効率的に進めるため、産学官との共同研究開発を幅広く推進してまいります。

さらに、人材の育成により企業力の強化を図るべく、人事制度改革を行ってまいります。また、コーポレート・ガバナンスの充実が持続的な成長のためには不可欠であるとの認識の下、引き続きコンプライアンスを重視した透明性と健全性の高い経営を行っていくとともに、企業経営に重大な影響を及ぼす様々なリスク

に的確に対処できるよう危機管理体制を強化し、多くのステークホルダーの皆様から信頼を寄せられる企業グループであり続けるように取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、日頃のご支援に感謝を申しあげますとともに、今後とも変わらず当社グループに対するご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                | 第 79 期<br>自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日 | 第 80 期<br>自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日 | 第 81 期<br>自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日 | 第 82 期<br>(当連結会計年度)<br>自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日 |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)         | 83,790                                | 70,622                                | 79,990                                | 80,006                                             |
| 営 業 利 益(百万円)       | △1,427                                | 341                                   | 6,096                                 | 6,072                                              |
| 経 常 利 益(百万円)       | △1,534                                | 913                                   | 6,641                                 | 6,836                                              |
| 当 期 純 利 益(百万円)     | △4,656                                | 254                                   | 3,649                                 | 3,818                                              |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | △102円00銭                              | 5円66銭                                 | 81円08銭                                | 84円86銭                                             |
| 純 資 産(百万円)         | 118,377                               | 117,658                               | 118,567                               | 119,590                                            |
| 総 資 産(百万円)         | 139,338                               | 138,122                               | 147,085                               | 138,767                                            |

(注) 1. △は損失を示しております。

- 第80期につきましては、半導体市場、液晶ディスプレイ市場ともに回復感が見られたものの、需要が前年度の水準に至らなかったため、第79期に比べ、売上高は大幅に減少いたしました。緊急収益対策として諸費用の削減等を行ったほか、生産拠点の統廃合、不採算事業からの撤退を実行するなど、収益基盤の強化に向けた大規模な事業構造改革を断行したことにより、営業利益、経常利益および当期純利益は増加いたしました。
- 第81期につきましては、半導体市場、液晶ディスプレイ市場の拡大を背景に、第80期に比べ、売上高は大幅に増加いたしました。また、材料事業の売上増加やコスト削減による諸経費の圧縮等が奏功したことにより、営業利益、経常利益および当期純利益につきましても大幅に増加いたしました。
- 当連結会計年度より、従来、営業外収益を含めて表示しておりました受取技術料を売上高を含めて表示することに変更したため、これに合わせて第79期から第81期までにつきましても当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況（平成24年3月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金        | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                           |
|---------------------------------|------------|---------|-----------------------------------|
| トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド | 2,000万米ドル  | 100%    | フォトレジスト・フォトレジスト付属薬品等の製造および販売      |
| 台湾東應化股份有限公司                     | 7,050万台湾ドル | 70%     | フォトレジスト付属薬品の製造および販売ならびにフォトレジストの販売 |

(注) トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイは、平成23年3月1日付での印刷材料事業の譲渡等に伴い売上高および利益面における重要性が低下したため、上記から除いております。

## (7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要製品は、次のとおりであります。

### ① 材料事業

| 部門           | 主要製品                            | 主な用途                               |
|--------------|---------------------------------|------------------------------------|
| エレクトロニクス機能材料 | フォトレジスト被膜形成用塗布液                 | 半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・太陽電池製造用          |
| 高純度化学薬品      | フォトレジスト付属薬品<br>無機化学用品<br>有機化学用品 | 半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・化粧品・電池製造用および化学用品 |

### ② 装置事業

| 部門     | 主要製品                          | 主な用途            |
|--------|-------------------------------|-----------------|
| プロセス機器 | 塗布・現像装置<br>付分・分離装置<br>液自動供給装置 | 液晶ディスプレイ・半導体製造用 |

(8) 主要な営業所および工場（平成24年3月31日現在）

① 当 社

| 名 称   | 所 在 地   | 名 称    | 所 在 地    |
|-------|---------|--------|----------|
| 本 社   | 神奈川県川崎市 | 宇都宮工場  | 栃木県宇都宮市  |
| 大阪営業所 | 大阪府吹田市  | 熊谷工場   | 埼玉県熊谷市   |
| 九州営業所 | 熊本県熊本市  | 御殿場工場  | 静岡県御殿場市  |
| 相模事業所 | 神奈川県高座郡 | 阿蘇工場   | 熊本県阿蘇市   |
| 湘南事業所 | 神奈川県高座郡 | 流通センター | 神奈川県海老名市 |
| 郡山工場  | 福島県郡山市  |        |          |

② 子会社

(イ) 国内

| 名 称                 | 所 在 地   |
|---------------------|---------|
| 熊谷応化株式会社            | 埼玉県熊谷市  |
| ティーオーケーエンジニアリング株式会社 | 神奈川県川崎市 |
| ティーオーケーテクノサービス株式会社  | 神奈川県高座郡 |
| オーカサービス株式会社         | 神奈川県川崎市 |

(ロ) 海外

| 名 称                             | 所 在 地   |
|---------------------------------|---------|
| トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド | 米 国     |
| 台湾東應化股份有限公司                     | 台 湾     |
| ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド         | 韓 国     |
| 長春應化（常熟）有限公司                    | 中 国     |
| トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイ      | オ ラ ン ダ |

## (9) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

### ① 当社グループの使用人の状況

| 区 分     | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|---------|-------------|
| 材 料 事 業 | 1,228 名 | 12名増        |
| 装 置 事 業 | 109     | 18名減        |
| 全社（共通）  | 106     | 6名増         |
| 合 計     | 1,443   | —           |

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（10名）および嘱託者（77名）を含めておりません。
2. 装置事業の使用人数が18名減少しておりますが、主な理由は、装置事業において事業の見直しを行ったことによるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 1,226 名 | 4名増       | 39.2 歳  | 17.4 年 |

- (注) 使用人数には、当社から当社外への出向者（60名）および嘱託者（76名）を含めず、当社外から当社への出向者（2名）を含めております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 197,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 46,600,000株（自己株式1,595,776株を含む）  
(3) 株主数 9,149名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数                 | 持株比率  |
|---------------------------|---------------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,399 <sup>千株</sup> | 5.33% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 1,908               | 4.24  |
| 明治安田生命保険相互会社              | 1,826               | 4.06  |
| エムエルピーエフエスカストディーアカウント     | 1,495               | 3.32  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行             | 1,207               | 2.68  |
| 株式会社横浜銀行                  | 1,026               | 2.28  |
| 公益財団法人東京応化科学技術振興財団        | 984                 | 2.19  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社             | 953                 | 2.12  |
| 三菱UFJキャピタル株式会社            | 860                 | 1.91  |
| 東京海上日動火災保険株式会社            | 857                 | 1.91  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,595千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数（45,004,224株）を基準に算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成24年1月11日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）が、5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、新たに設定された信託が予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

本プランにより当該信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得および売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類および計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式の数には含めておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

| 地 位            | 氏 名   | 担 当                      | 重要な兼職の状況                                                       |
|----------------|-------|--------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役会長 | 中村 洋一 |                          |                                                                |
| 代表取締役<br>取締役社長 | 阿久津郁夫 | 執行役員社長                   |                                                                |
| 代表取締役          | 開発 宏一 | 執行役員副社長<br>管 理 本 部 長     |                                                                |
| 取 締 役          | 岩崎 光文 | 常務執行役員<br>営 業 本 部 長      | ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド 代表理事<br>トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイ 取締役 |
| 取 締 役          | 小原 秀克 | 執 行 役 員<br>開 発 本 部 長     |                                                                |
| 取 締 役          | 浅羽 洋  | 執 行 役 員<br>材 料 事 業 本 部 長 | 熊谷応化株式会社 取締役<br>台湾東應化股份有限公司 董事                                 |
| 取 締 役          | 牧野 二郎 |                          | 株式会社牧野フライス製作所 代表取締役取締役社長<br>社団法人日本工作機械工業会 副会長                  |
| 常勤監査役          | 大多和 茂 |                          |                                                                |
| 監 査 役          | 行田 治彦 |                          |                                                                |
| 監 査 役          | 室 幸夫  |                          | 菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役取締役社長                                      |

(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- (1) 平成23年6月28日開催の第81回定時株主総会において、室 幸夫氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 平成23年6月28日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって、監査役檜垣不二夫氏は、任期満了により退任いたしました。

- (3) 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

| 氏 名    | 変 更 前                                                             | 変 更 後                                   | 変 更 年 月 日   |
|--------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------|
| 岩崎 光文  | 取 締 役<br>( <small>ティオーケーエンジニアリング株式会社</small><br>代表取締役取締役社長)       | 取 締 役<br>( <small>株 式 有 限 公 司</small> ) | 平成23年6月13日  |
| 中村 洋一  | 代 表 取 締 役<br>( <small>執行役員社長</small> )                            | 代 表 取 締 役<br>( <small>取締役社長</small> )   | 平成23年6月28日  |
| 阿久津 郁夫 | 取 締 役<br>( <small>常務執行役員</small><br>経営企画室長)                       | 代 表 取 締 役<br>( <small>執行役員社長</small> )  | 平成23年6月28日  |
| 岩崎 光文  | 取 締 役<br>( <small>トウキョウ・オーカ・コウキョウ・アメリカ・インコーポレーテッド</small><br>取締役) | 取 締 役<br>( <small>株 式 有 限 公 司</small> ) | 平成23年6月28日  |
| 浅羽 洋   | 取 締 役<br>( <small>長春應化(常熟)有限公司</small><br>董事長)                    | 取 締 役<br>( <small>株 式 有 限 公 司</small> ) | 平成23年10月21日 |

2. 取締役牧野二郎氏は、社外取締役であります。
3. 監査役行田治彦および監査役室 幸夫の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役牧野二郎、監査役行田治彦および監査役室 幸夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役牧野二郎氏の重要な兼職先である社団法人日本工作機械工業会は、平成24年4月1日付をもって、一般社団法人日本工作機械工業会に名称変更しております。

(ご参考)

当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

|      |                      |        |
|------|----------------------|--------|
| 執行役員 | (プロセス機器事業本部長)        | 田澤 賢 二 |
| 執行役員 | (新事業開発室長)            | 駒野 博 司 |
| 執行役員 | (材料事業本部副本部長)         | 岩佐 純   |
| 執行役員 | (営業本部副本部長)           | 柴垣 篤 郎 |
| 執行役員 | (台湾東應化股份有限公司董事長兼総経理) | 藤下 一   |
| 執行役員 | (管理本部副本部長兼総務部長)      | 水木 國 雄 |
| 執行役員 | (開発本部副本部長兼先端材料開発一部長) | 佐藤 晴 俊 |
| 執行役員 | (管理本部副本部長兼財務部長)      | 柴村 洋 一 |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 支 給 額   |
|-------|---------|---------|
| 取 締 役 | 7 名     | 311 百万円 |
| 監 査 役 | 4       | 35      |
| 合 計   | 11      | 346     |

- (注) 1. 上記には、第81回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役（社外監査役）1名を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給とおよび賞与を含めておりません。
3. 取締役の支給額には、取締役7名（うち、社外取締役1名）に対する当事業年度の役員賞与引当金繰入額29百万円を含めております。
4. 上記の支給額のうち、社外取締役1名および社外監査役3名の報酬等の総額は23百万円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重要な兼職の状況                                      | 重要な兼職先と当社との関係 |
|-------|---------|-----------------------------------------------|---------------|
| 取 締 役 | 牧 野 二 郎 | 株式会社牧野プライス製作所 代表取締役取締役社長<br>社団法人日本工作機械工業会 副会長 | 特別の関係はありません。  |
| 監 査 役 | 室 幸 夫   | 菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役取締役社長                     | 特別の関係はありません。  |

- (注) 取締役牧野二郎氏の重要な兼職先である社団法人日本工作機械工業会は、平成24年4月1日付をもって、一般社団法人日本工作機械工業会に名称変更しております。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                     |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 牧 野 二 郎 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回（出席率 93%）に出席し、主に上場企業の代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。                                                    |
| 監 査 役 | 行 田 治 彦 | 当事業年度開催の取締役会14回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会14回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。                        |
| 監 査 役 | 室 幸 夫   | 平成23年6月28日就任以降開催の取締役会10回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会10回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験ならびに監査役としての経験と、経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。 |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役牧野二郎、監査役行田治彦および監査役室 幸夫の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                      | 支 払 額                 |
|------------------------------------------|-----------------------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 52 <small>百万円</small> |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53                    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、次のとおりであります。

当社は、会計監査人が業務停止処分を受けるなど、その職務の執行に支障を来す場合、会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められ、かつ改善が見込まれない場合、またはその他当社都合による場合において、取締役会または監査役会が当該事実に基づき検討を行った結果、解任または不再任が妥当と判断したときは、次のいずれかの方法により当該会計監査人を解任または不再任とすることを決定する。

- ① 取締役会が、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、株主総会において当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を付議する。
- ② 監査役会が、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任する。ただし、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合に限る。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告する。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

#### 【取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 「コンプライアンス行動基準」を制定し、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守する体制を構築する。
- ② 取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、法令・行動基準違反等への対応を図る。
- ③ 法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、監査役ルートおよび社外ルートを含めた内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ④ 取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

#### 【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 「文書整理保存規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役はこれらの書類を常時閲覧できるものとする。

#### 【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

「危機管理規程」を制定し、管理本部長を委員長とする危機管理委員会を設置するとともに、その下に危機管理事務局を設置し、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および社内への徹底ならびに緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。

#### 【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 中期計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。
- ② 執行役員制度を導入し、経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図る。

- ③ 「取締役会規程」等を制定し、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努め、取締役会における意思決定の効率的な執行を担保する。
- ④ 取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。

【当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制】  
子会社を管理するため次の措置をとる。

- (イ) 「子会社管理規程」を制定し、子会社を適正に管理する。
- (ロ) 子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。
- (ハ) 子会社においても「コンプライアンス行動基準」を適用し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、これに応じて適切な人員を配置する。

【監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項】

監査役職務を補助すべき使用人を配置した場合は、その使用人の人事異動および人事評価について、事前に監査役会の同意を得る。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、取締役、執行役員および使用人は次の事項を監査役に報告または提供する。

- (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生したまたは発生するおそれがあるとき
- (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したとき
- (ハ) 重要な意思決定に係る書類
- (ニ) 監査室が実施した内部監査の結果

【その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

#### (イ) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、当社のコアコンピタンス（注）を活用した既存事業の拡大を行うとともに、新規事業をこれまで以上に強力で創出することに努めております。この実現に向けて、他企業との事業提携等を積極的に検討・推進し、既存事業においては収益向上と競争力強化を図り、将来を担う新規事業においては経営資源を積極的に投下し、早期の新規事業創出と育成に努めております。

#### (ロ) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」の4つの経営理念の下、「当社のコアコンピタンス（注）を強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダーから高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを掲げ、

株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につなげるべく、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(注) 競合他社が真似できない核となる競争能力を意味します。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができですが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(イ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ロ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成21年6月25日開催の第79回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第79回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

- 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

- 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考)

買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.tok.co.jp/news/2009/pdf/090512\\_3.pdf](http://www.tok.co.jp/news/2009/pdf/090512_3.pdf)) をご覧ください。

なお、買収防衛策の有効期間は、平成24年6月27日開催の第82回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時までであることから、平成24年5月23日開催の当社取締役会において、買収防衛策を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することにつき決定し、本総会にて議案を付議することといたしました。詳細につきましては、同日付で公表するとともに、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.tok.co.jp/pdf/120523\\_1.pdf](http://www.tok.co.jp/pdf/120523_1.pdf)) に掲載しております。また、本総会に付議する議案の詳細につきましては、59頁から74頁までに記載の「第6号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」をご覧ください。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目           | 金 額     |        | 科 目            | 金 額     |  |
|---------------|---------|--------|----------------|---------|--|
| (資産の部)        |         |        | (負債の部)         |         |  |
| I 流動資産        |         |        | I 流動負債         |         |  |
| 1 現金及び預金      | 50,073  |        | 1 支払手形及び買掛金    | 6,622   |  |
| 2 受取手形及び売掛金   | 19,083  |        | 2 短期借入金        | 122     |  |
| 3 商品及び製品      | 6,540   |        | 3 未払金          | 2,562   |  |
| 4 仕掛品         | 2,230   |        | 4 未払法人税等       | 400     |  |
| 5 原材料及び貯蔵品    | 2,884   |        | 5 繰延税金負債       | 118     |  |
| 6 繰延税金資産      | 1,391   |        | 6 前受金          | 3,348   |  |
| 7 その他         | 1,086   |        | 7 賞与引当金        | 1,432   |  |
| 貸倒引当金         | △334    |        | 8 役員賞与引当金      | 29      |  |
| 流動資産合計        | 82,955  |        | 9 製品保証引当金      | 38      |  |
|               |         |        | 10 その他         | 1,890   |  |
| II 固定資産       |         |        | 流動負債合計         | 16,564  |  |
| 1 有形固定資産      |         |        | II 固定負債        |         |  |
| (1) 建物及び構築物   | 49,928  |        | 1 長期借入金        | 488     |  |
| 減価償却累計額       | 35,129  | 14,798 | 2 繰延税金負債       | 617     |  |
| (2) 機械装置及び運搬具 | 39,992  |        | 3 退職給付引当金      | 1,296   |  |
| 減価償却累計額       | 35,565  | 4,427  | 4 役員退職慰労引当金    | 112     |  |
| (3) 工具、器具及び備品 | 14,417  |        | 5 資産除去債務       | 85      |  |
| 減価償却累計額       | 13,311  | 1,106  | 6 その他          | 14      |  |
| (4) 土地        |         | 8,358  | 固定負債合計         | 2,613   |  |
| (5) 建設仮勘定     |         | 491    | 負債合計           | 19,177  |  |
| 有形固定資産合計      | 29,182  |        | (純資産の部)        |         |  |
| 2 無形固定資産      | 245     |        | I 株主資本         |         |  |
| 3 投資その他の資産    |         |        | 1 資本金          | 14,640  |  |
| (1) 投資有価証券    | 5,269   |        | 2 資本剰余金        | 15,207  |  |
| (2) 長期貸付金     | 522     |        | 3 利益剰余金        | 94,131  |  |
| (3) 繰延税金資産    | 1,935   |        | 4 自己株式         | △3,537  |  |
| (4) 長期預金      | 18,000  |        | 株主資本合計         | 120,443 |  |
| (5) その他       | 1,822   |        | II その他の包括利益累計額 |         |  |
| 貸倒引当金         | △1,166  |        | 1 その他有価証券評価差額金 | 1,098   |  |
| 投資その他の資産合計    | 26,384  |        | 2 為替換算調整勘定     | △3,499  |  |
| 固定資産合計        | 55,812  |        | その他の包括利益累計額合計  | △2,401  |  |
| 資産合計          | 138,767 |        | III 少数株主持分     | 1,548   |  |
|               |         |        | 純資産合計          | 119,590 |  |
|               |         |        | 負債純資産合計        | 138,767 |  |

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                     | 金     | 額      |
|-------------------------|-------|--------|
| I 売 上 高                 |       | 80,006 |
| II 売 上 原 価              |       | 55,040 |
| 売 上 総 利 益               |       | 24,966 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       | 18,893 |
| 営 業 利 益                 |       | 6,072  |
| IV 営 業 外 収 益            |       |        |
| 1 受 取 利 息               | 127   |        |
| 2 受 取 配 当 金             | 119   |        |
| 3 為 替 差 益               | 104   |        |
| 4 持 分 法 に よ る 投 資 利 益   | 117   |        |
| 5 助 成 金 収 入             | 130   |        |
| 6 そ の 他                 | 329   | 928    |
| V 営 業 外 費 用             |       |        |
| 1 休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費 | 16    |        |
| 2 租 税 公 課               | 112   |        |
| 3 そ の 他                 | 35    | 164    |
| 経 常 利 益                 |       | 6,836  |
| VI 特 別 利 益              |       |        |
| 1 固 定 資 産 売 却 益         | 11    | 11     |
| VII 特 別 損 失             |       |        |
| 1 固 定 資 産 除 却 損         | 123   |        |
| 2 固 定 資 産 売 却 損         | 45    |        |
| 3 減 損 損 失               | 73    |        |
| 4 そ の 他                 | 28    | 270    |
| 税金等調整前当期純利益             |       | 6,577  |
| 法人税、住民税及び事業税            | 867   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,660 | 2,527  |
| 少数株主損益調整前当期純利益          |       | 4,049  |
| 少 数 株 主 利 益             |       | 231    |
| 当 期 純 利 益               |       | 3,818  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                               | 株 主 資 本 |        |        |        |         |
|-------------------------------|---------|--------|--------|--------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式   | 株主資本合計  |
| 平成23年4月1日期首残高                 | 14,640  | 15,207 | 91,933 | △2,929 | 118,852 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |        |        |        |         |
| 剰余金の配当                        |         |        | △1,620 |        | △1,620  |
| 当期純利益                         |         |        | 3,818  |        | 3,818   |
| 自己株式の取得                       |         |        |        | △613   | △613    |
| 自己株式の処分                       |         |        | △0     | 5      | 5       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |        |        |        |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -      | 2,197  | △607   | 1,590   |
| 平成24年3月31日期末残高                | 14,640  | 15,207 | 94,131 | △3,537 | 120,443 |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                   | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------------|------------------|--------------|-------------------|--------|---------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |        |         |
| 平成23年4月1日期首残高                 | 953              | △2,896       | △1,942            | 1,657  | 118,567 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                   |        |         |
| 剰余金の配当                        |                  |              |                   |        | △1,620  |
| 当期純利益                         |                  |              |                   |        | 3,818   |
| 自己株式の取得                       |                  |              |                   |        | △613    |
| 自己株式の処分                       |                  |              |                   |        | 5       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 144              | △603         | △458              | △108   | △567    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 144              | △603         | △458              | △108   | 1,022   |
| 平成24年3月31日期末残高                | 1,098            | △3,499       | △2,401            | 1,548  | 119,590 |

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 … 9社

連結子会社の名称 …

山梨応化株式会社、熊谷応化株式会社、ティーオーケーエンジニアリング株式会社、  
ティーオーケーテクノサービス株式会社、トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ  
カ・インコーポレーテッド、台湾東應化股份有限公司、ティーオーケー・コリア・カ  
ンパニー・リミテッド、長春應化（常熟）有限公司、トウキョウ・オーカ・コウギョ  
ウ・ヨーロッパ・ビーブイ

(2) 非連結子会社の名称 … オーカサービス株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の会社等の名称

関連会社 …………… コテム・カンパニー・リミテッド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の会社等の名称

非連結子会社 …………… オーカサービス株式会社

関連会社 …………… 九州溶剤株式会社

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちトウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド、台湾東應化股份有限公司、ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド、長春應化（常熟）有限公司およびトウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

(ロ) その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

(イ) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した当社の建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10年から50年、機械装置及び運搬具ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

東日本大震災に伴う原状回復費用等の支出に備えるため、見積り額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

執行役員の退職給付に備えるため、「執行役員報酬に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、執行役員退職金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同日までの在任期間に対応する退職金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職金の取扱いに関する規程（内規）」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打ち切り支給対象者であります取締役に対して同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っておりません。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引等

ヘッジ対象 … 外貨建売上債権等

③ ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、実需の範囲内で実施しており、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 5. 追加情報

### (1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### (2) 従業員持株ESOP信託

当社は、平成24年1月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末日（平成24年3月31日）における自己株式数は、以下のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 自己株式数        | 1,909,076株 |
| うち当社所有自己株式数  | 1,595,776株 |
| うち本信託所有当社株式数 | 313,300株   |

### （表示方法の変更に関する注記）

当連結会計年度第2四半期より、従来、営業外収益に含めて表示しておりました受取技術料については、売上高に含めて表示することに変更いたしました。これは、近年の当社グループを取り巻く事業環境の変化等に伴い、当社グループは、当社グループの特許権を含めた製造技術、ノウハウ等を状況に応じて協力会社等他社に移転して事業化を図ることを主要な事業形態の一部として積極的に推進しており、今後、当該受取技術料の増加が見込まれることから、営業活動の成果を明確に表示するために行ったものであります。

これにより、売上高は112百万円、営業利益は112百万円増加しております。また、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 570百万円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 46,600,000株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|-------------|
| 平成23年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 810             | 18                  | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日  |
| 平成23年11月7日<br>取締役会   | 普通株式  | 810             | 18                  | 平成23年9月30日 | 平成23年11月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額   | 900,084,480円 |
| ② 1株当たり配当額 | 20円          |
| ③ 基準日      | 平成24年3月31日   |
| ④ 効力発生日    | 平成24年6月28日   |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄うことを原則としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「取引先管理規程」に従い、債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式および満期保有目的の債券等であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.をご参照ください。）。

（単位 百万円）

|               | 連結貸借対照表計上額<br>(*) | 時 価<br>(*) | 差 額 |
|---------------|-------------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 50,073            | 50,073     | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 19,083            | 19,083     | —   |
| (3) 投資有価証券    |                   |            |     |
| ① 満期保有目的の債券   | 170               | 174        | 4   |
| ② その他有価証券     | 4,890             | 4,890      | —   |
| (4) 長期預金      | 18,000            | 17,963     | △36 |
| (5) 支払手形及び買掛金 | (6,622)           | (6,622)    | —   |
| (6) 短期借入金     | (122)             | (122)      | —   |
| (7) 長期借入金     | (488)             | (488)      | —   |
| (8) デリバティブ取引  | —                 | —          | —   |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

① 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位 百万円）

| 区 分                     | 連結貸借対照表<br>計 上 額 | 時 価 | 差 額 |
|-------------------------|------------------|-----|-----|
| 時価が連結貸借対照表計上額を<br>超えるもの |                  |     |     |
| 社債                      | 170              | 174 | 4   |

- ② 有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位 百万円)

| 区 分                    | 取得原価  | 連結貸借対照表計上額 | 差 額   |
|------------------------|-------|------------|-------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |       |            |       |
| 株式                     | 1,357 | 3,324      | 1,966 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |       |            |       |
| 株式                     | 1,827 | 1,565      | △261  |
| 合 計                    | 3,184 | 4,890      | 1,705 |

(4) 長期預金

長期預金の時価の算定は、一定の期間に分類し、将来のキャッシュ・フローを新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

変動金利による借入であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものではありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等 | 主 対 象 | 契 約 額 等 |       | 時 価 | 当該時価の算定方法 |
|------------|--------------|-------|---------|-------|-----|-----------|
|            |              |       |         | うち1年超 |     |           |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引<br>売建 |       |         |       |     | /         |
|            | 米ドル          | 売掛金   | 2,567   | —     | (*) |           |
|            | ユーロ          | 売掛金   | 159     | —     | (*) |           |
|            | 台湾ドル         | 売掛金   | 408     | —     | (*) |           |

(\*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

| 内 容   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 209        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

|           | 1年以内   | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金    | 50,073 | —       | —        | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 19,083 | —       | —        | —    |
| 満期保有目的の債券 |        |         |          |      |
| 社債        | —      | —       | 170      | —    |
| 長期預金      | —      | 18,000  | —        | —    |
| 合 計       | 69,157 | 18,000  | 170      | —    |

(注) 4. 借入金について一定期間ごとの返済予定額の合計額

(単位 百万円)

|       | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------|------|---------|----------|------|
| 短期借入金 | 122  | —       | —        | —    |
| 長期借入金 | —    | 488     | —        | —    |
| 合 計   | 122  | 488     | —        | —    |

### (退職給付に関する注記)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ① 退職給付債務            | △17,217百万円       |
| ② 年金資産              | 8,454百万円         |
| ③ 退職給付信託            | <u>5,007百万円</u>  |
| ④ 未積立退職給付債務 (①+②+③) | △3,755百万円        |
| ⑤ 未認識過去勤務債務         | △379百万円          |
| ⑥ 未認識数理計算上の差異       | 2,838百万円         |
| ⑦ 退職給付引当金 (④+⑤+⑥)   | <u>△1,296百万円</u> |

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

#### 3. 退職給付費用に関する事項

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| ① 勤務費用               | 623百万円        |
| ② 利息費用               | 318百万円        |
| ③ 期待運用収益             | △122百万円       |
| ④ 過去勤務債務の費用処理額       | △138百万円       |
| ⑤ 数理計算上の差異の費用処理額     | 216百万円        |
| ⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤) | <u>898百万円</u> |

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「①勤務費用」に計上しております。

#### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ① 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準               |
| ② 割引率            | 1.50%                |
| ③ 期待運用収益率        |                      |
| 確定給付企業年金制度       | 1.25%                |
| 退職給付信託           | 0.50%                |
| ④ 過去勤務債務の額の処理年数  | 10年 (発生した連結会計年度から償却) |
| ⑤ 数理計算上の差異の処理年数  | 10年 (発生の翌連結会計年度から償却) |

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,641円28銭
- 1株当たり当期純利益 84円86銭

1株当たり情報の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」および「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を控除しております。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目                         | 金 額     | 科 目                       | 金 額     |
|-----------------------------|---------|---------------------------|---------|
| (資 産 の 部)                   |         | (負 債 の 部)                 |         |
| I 流 動 資 産                   |         | I 流 動 負 債                 |         |
| 1 現 金 及 び 預 金               | 42,909  | 1 買 掛 金                   | 5,276   |
| 2 受 取 手 形 金                 | 3,330   | 2 短 期 借 入 金               | 122     |
| 3 売 掛 金                     | 14,720  | 3 未 払 金                   | 1,353   |
| 4 商 品 及 び 製 品               | 4,894   | 4 未 払 費 用                 | 1,365   |
| 5 仕 掛 品                     | 2,164   | 5 未 払 法 人 税 等             | 201     |
| 6 原 材 料 及 び 貯 蔵 品           | 2,279   | 6 前 受 金                   | 3,348   |
| 7 前 払 費 用                   | 431     | 7 預 り 金                   | 119     |
| 8 繰 延 税 金 資 産               | 1,137   | 8 賞 与 引 当 金               | 1,364   |
| 9 そ の 他 金                   | 925     | 9 役 員 賞 与 引 当 金           | 29      |
| 貸 倒 引 当 金                   | △606    | 10 製 品 保 証 引 当 金          | 38      |
| 流 動 資 産 合 計                 | 72,186  | 11 設 備 関 係 未 払 金          | 1,090   |
| II 固 定 資 産                  |         | 12 そ の 他                  | 289     |
| 1 有 形 固 定 資 産               |         | 流 動 負 債 合 計               | 14,599  |
| (1) 建 物                     | 41,113  | II 固 定 負 債                |         |
| 減 価 償 却 累 計 額               | 28,855  | 1 長 期 借 入 金               | 488     |
| (2) 構 築 物                   | 5,947   | 2 退 職 給 付 引 当 金           | 1,238   |
| 減 価 償 却 累 計 額               | 4,834   | 3 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金       | 112     |
| (3) 機 械 及 び 装 置             | 36,322  | 4 資 産 除 去 債 務             | 85      |
| 減 価 償 却 累 計 額               | 32,430  | 5 そ の 他                   | 14      |
| (4) 車 両 運 搬 具               | 84      | 固 定 負 債 合 計               | 1,937   |
| 減 価 償 却 累 計 額               | 83      | 負 債 合 計                   | 16,537  |
| (5) 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品       | 13,069  | (純 資 産 の 部)               |         |
| 減 価 償 却 累 計 額               | 12,155  | I 株 主 資 本                 |         |
| (6) 土 地                     | 8,098   | 1 資 本 金                   | 14,640  |
| (7) 建 設 仮 勘 定               | 336     | 2 資 本 剰 余 金               |         |
| 有 形 固 定 資 産 合 計             | 26,612  | (1) 資 本 準 備 金             | 15,207  |
| 2 無 形 固 定 資 産               |         | 資 本 剰 余 金 合 計             | 15,207  |
| (1) ソ フ ト ウ ェ ア             | 153     | 3 利 益 剰 余 金               |         |
| (2) そ の 他                   | 86      | (1) 利 益 準 備 金             | 1,640   |
| 無 形 固 定 資 産 合 計             | 240     | (2) そ の 他 利 益 剰 余 金       |         |
| 3 投 資 そ の 他 の 資 産           |         | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金         | 668     |
| (1) 投 資 有 価 証 券             | 5,101   | 別 途 積 立 金                 | 74,253  |
| (2) 関 係 会 社 株 式             | 3,343   | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 8,354   |
| (3) 関 係 会 社 出 資 金           | 400     | 利 益 剰 余 金 合 計             | 84,917  |
| (4) 長 期 貸 付 金               | 173     | 4 自 己 株 式                 | △3,537  |
| (5) 従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金 | 11      | 株 主 資 本 合 計               | 111,228 |
| (6) 関 係 会 社 長 期 貸 付 金       | 305     | II 評 価 ・ 換 算 差 額 等        |         |
| (7) 破 産 更 生 債 権 等           | 1,124   | 1 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,098   |
| (8) 長 期 前 払 費 用             | 336     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計       | 1,098   |
| (9) 繰 延 税 金 資 産             | 1,909   | 純 資 産 合 計                 | 112,326 |
| (10) 長 期 預 金                | 18,000  | 負 債 純 資 産 合 計             | 128,864 |
| (11) そ の 他                  | 320     |                           |         |
| 貸 倒 引 当 金                   | △1,132  |                           |         |
| 投 資 損 失 引 当 金               | △68     |                           |         |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計         | 29,825  |                           |         |
| 固 定 資 産 合 計                 | 56,677  |                           |         |
| 資 産 合 計                     | 128,864 |                           |         |

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| I 売 上 高                 |       | 66,322 |
| II 売 上 原 価              |       | 45,066 |
| 売 上 総 利 益               |       | 21,255 |
| III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       | 17,674 |
| 営 業 利 益                 |       | 3,581  |
| IV 営 業 外 収 益            |       |        |
| 1 受 取 利 息               | 101   |        |
| 2 受 取 配 当 金             | 1,158 |        |
| 3 助 成 金 収 入             | 130   |        |
| 4 そ の 他                 | 617   | 2,007  |
| V 営 業 外 費 用             |       |        |
| 1 休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費 | 16    |        |
| 2 租 税 公 課               | 112   |        |
| 3 そ の 他                 | 35    | 163    |
| 経 常 利 益                 |       | 5,425  |
| VI 特 別 利 益              |       |        |
| 1 固 定 資 産 売 却 益         | 7     | 7      |
| VII 特 別 損 失             |       |        |
| 1 固 定 資 産 除 却 損         | 122   |        |
| 2 固 定 資 産 売 却 損         | 45    |        |
| 3 減 損 損 失               | 73    |        |
| 4 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 26    | 267    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 5,165  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 245   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 1,871 | 2,117  |
| 当 期 純 利 益               |       | 3,047  |

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        |        |           |           |        |         |
|-------------------------|---------|--------|--------|-----------|-----------|--------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  |        | 利 益 剰 余 金 |           |        | 繰越利益剰余金 |
|                         |         | 資本準備金  | 資本剰余金計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |        |         |
|                         |         |        |        |           | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金  |         |
| 平成23年4月1日期首残高           | 14,640  | 15,207 | 15,207 | 1,640     | 658       | 74,253 | 6,937   |
| 事業年度中の変動額               |         |        |        |           |           |        |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |         |        |        |           | 47        |        | △47     |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |        |        |           | △37       |        | 37      |
| 剰余金の配当                  |         |        |        |           |           |        | △1,620  |
| 当期純利益                   |         |        |        |           |           |        | 3,047   |
| 自己株式の取得                 |         |        |        |           |           |        |         |
| 自己株式の処分                 |         |        |        |           |           |        | △0      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |        |        |           |           |        |         |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —      | —      | —         | 10        | —      | 1,417   |
| 平成24年3月31日期末残高          | 14,640  | 15,207 | 15,207 | 1,640     | 668       | 74,253 | 8,354   |

|                         | 株 主 資 本 |        |         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|-------------------------|---------|--------|---------|--------------|------------|---------|
|                         | 利益剰余金   | 自己株式   | 株主資本計   | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 利益剰余金計                  |         |        |         |              |            |         |
| 平成23年4月1日期首残高           | 83,489  | △2,929 | 110,408 | 953          | 953        | 111,361 |
| 事業年度中の変動額               |         |        |         |              |            |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立            | —       |        | —       |              |            | —       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            | —       |        | —       |              |            | —       |
| 剰余金の配当                  | △1,620  |        | △1,620  |              |            | △1,620  |
| 当期純利益                   | 3,047   |        | 3,047   |              |            | 3,047   |
| 自己株式の取得                 |         | △613   | △613    |              |            | △613    |
| 自己株式の処分                 | △0      | 5      | 5       |              |            | 5       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |        |         | 144          | 144        | 144     |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,427   | △607   | 820     | 144          | 144        | 965     |
| 平成24年3月31日期末残高          | 84,917  | △3,537 | 111,228 | 1,098        | 1,098      | 112,326 |

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

#### (2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### (3) その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

#### (1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物および構築物が10年から50年、機械及び装置ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）および長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (5) 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

### (6) 災害損失引当金

東日本大震災に伴う原状回復費用等の支出に備えるため、見積り額を計上しております。

### (7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

執行役員の退職給付に備えるため、「執行役員報酬に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、執行役員退職金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同日までの在任期間に対応する退職金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

### (8) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職金の取扱いに関する規程（内規）」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度は平成20年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打ち切り支給対象者であります取締役に対して同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引等

ヘッジ対象 … 外貨建売上債権等

(3) ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、実需の範囲内で実施しており、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 追加情報

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 従業員持株ESOP信託

当社は、平成24年1月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末日（平成24年3月31日）における自己株式数は、以下のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 自己株式数        | 1,909,076株 |
| うち当社所有自己株式数  | 1,595,776株 |
| うち本信託所有当社株式数 | 313,300株   |

**（表示方法の変更に関する注記）**

当事業年度第2四半期より、従来、営業外収益に含めて表示しておりました受取技術料については、売上高に含めて表示することに変更いたしました。これは、近年の当社を取り巻く事業環境の変化等に伴い、当社は、当社の特許権を含めた製造技術、ノウハウ等を状況に応じて協力会社等他社に移転して事業化を図ることを主要な事業形態の一部として積極的に推進しており、今後、当該受取技術料の増加が見込まれることから、営業活動の成果を明確に表示するために行ったものであります。

これにより、売上高は343百万円、営業利益は343百万円増加しております。また、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 4,856百万円

短期金銭債務 150百万円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 564百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 16,696百万円

仕入高 1,245百万円

営業取引以外の取引高 1,179百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加      | 減少    | 当事業年度末    |
|---------|-----------|---------|-------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,595,228 | 316,759 | 2,911 | 1,909,076 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 559株

従業員持株ESOP信託の買取による増加 316,200株

合計 316,759株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求に伴う処分による減少 11株

従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少 2,900株

合計 2,911株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産        |          |
| たな卸資産評価損損金不算入 | 374百万円   |
| 賞与引当金損金不算入    | 519百万円   |
| 貸倒引当金損金不算入    | 182百万円   |
| その他           | 208百万円   |
| 繰延税金資産小計      | 1,285百万円 |
| 評価性引当額        | △97百万円   |
| 繰延税金資産合計      | 1,188百万円 |
| 繰延税金負債        |          |
| その他           | △51百万円   |
| 繰延税金資産の純額     | 1,137百万円 |

(2) 固定資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 退職給付引当金損金不算入 | 2,170百万円 |
| 減損損失         | 172百万円   |
| 助成金収入        | 239百万円   |
| 投資有価証券評価損    | 257百万円   |
| 貸倒引当金損金不算入   | 215百万円   |
| 関係会社株式評価損    | 95百万円    |
| その他          | 231百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 3,381百万円 |
| 評価性引当額       | △486百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 2,895百万円 |
| 繰延税金負債       |          |
| 圧縮記帳積立金      | △371百万円  |
| その他有価証券評価差額金 | △606百万円  |
| その他          | △6百万円    |
| 繰延税金負債合計     | △985百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 1,909百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率            | 40.3% |
| (調整)              |       |
| 永久に益金に算入されない受取配当金 | △8.3% |
| 住民税均等割            | 0.7%  |
| 税制改正による影響額        | 7.8%  |
| 評価性引当額の増加         | △0.9% |
| その他               | 1.4%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 41.0% |

### 3. 法人税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.3%となっておりましたが、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までの期間に解消が見込まれる一時差異については38.1%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%に変更されます。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は319百万円減少し、法人税等調整額は405百万円増加しております。

### (退職給付に関する注記)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ① 退職給付債務           | △17,138百万円       |
| ② 年金資産             | 8,432百万円         |
| ③ 退職給付信託           | 5,007百万円         |
| ④ 未積立退職給付債務(①+②+③) | △3,697百万円        |
| ⑤ 未認識過去勤務債務        | △379百万円          |
| ⑥ 未認識数理計算上の差異      | 2,838百万円         |
| ⑦ 退職給付引当金(④+⑤+⑥)   | <u>△1,238百万円</u> |

#### 3. 退職給付費用に関する事項

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| ① 勤務費用              | 599百万円        |
| ② 利息費用              | 318百万円        |
| ③ 期待運用収益            | △122百万円       |
| ④ 過去勤務債務の費用処理額      | △138百万円       |
| ⑤ 数理計算上の差異の費用処理額    | 216百万円        |
| ⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤) | <u>873百万円</u> |

#### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準            |
| ② 割引率            | 1.50%             |
| ③ 期待運用収益率        |                   |
| 確定給付企業年金制度       | 1.25%             |
| 退職給付信託           | 0.50%             |
| ④ 過去勤務債務の額の処理年数  | 10年(発生した事業年度から償却) |
| ⑤ 数理計算上の差異の処理年数  | 10年(発生の翌事業年度から償却) |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

(単位 百万円)

| 属性  | 会社等の名称           | 議決権等の所有(被所有)割合    | 関連当事者との関係    | 取引の内容        | 取引額   | 科目  | 期末残高  |
|-----|------------------|-------------------|--------------|--------------|-------|-----|-------|
| 子会社 | 台湾東應化司<br>股份有限公司 | (所有)<br>直接<br>70% | 当社製品の<br>販 売 | 当社製品の<br>販 売 | 7,338 | 売掛金 | 1,732 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示して、価格交渉の上決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,513円41銭
2. 1株当たり当期純利益 67円74銭

1株当たり情報の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」および「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を控除しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

東京応化工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 島 洋 太 郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 登 樹 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月8日

東京応化工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 島 洋 太 郎 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 登 樹 男 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成24年5月23日

東京応化工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大多和 茂 ㊟

監査役 行田 治彦 ㊟

監査役 室 幸夫 ㊟

(注) 監査役行田治彦および監査役室 幸夫の両名は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向20%以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額900,084,480円

依然として厳しい事業環境下にありますものの、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、前事業年度と比べ1株につき2円増配させていたきたいと存じます。これにより、年間配当金は、平成23年11月にお支払いいたしました1株につき18円の間配当金と合わせて、前事業年度と比べ1株につき5円増配の38円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おくついくお<br>阿久津 郁夫<br>(昭和34年4月27日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社製造技術部長<br>平成15年10月 当社先端材料開発二部長<br>平成19年4月 台湾東應化股份有限公司董事長兼総経理<br>平成21年6月 当社執行役員経営企画室長<br>平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画室長<br>平成23年6月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長<br>現在に至る                                                                                                           | 9,400株     |
| 2     | かいはつこういち<br>開 発 宏 一<br>(昭和22年8月21日生) | 昭和53年9月 当社入社<br>昭和59年5月 当社社長室長<br>昭和62年6月 当社総務部長<br>平成6年4月 当社管理本部本部長補佐兼総務部長<br>平成10年6月 当社取締役管理本部副本部長兼総務部長<br>平成14年6月 当社取締役総務本部長<br>平成15年6月 当社取締役兼執行役員総務本部長<br>平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員総務本部長<br>平成18年6月 当社代表取締役兼専務執行役員総務本部長<br>平成21年6月 当社代表取締役兼専務執行役員管理本部長<br>平成22年6月 当社代表取締役兼執行役員副社長管理本部長<br>現在に至る | 36,007株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | いわさき こうぶん<br><b>岩崎 光文</b><br>(昭和24年4月8日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成5年10月 当社電子営業二部長<br>平成6年5月 オーカ・アメリカ・インコーポレーテッド(現トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド) 取締役<br>平成9年4月 当社東北営業所長<br>平成15年6月 当社執行役員電子営業二部長<br>平成16年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼電子営業二部長<br>平成17年4月 当社執行役員営業本部長<br>平成18年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長<br>平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>ティーオーケー・コリア・カンパニー・リミテッド 代表理事<br>トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイ 取締役 | 5,400株     |
| 4     | こはら ひでかつ<br><b>小原 秀克</b><br>(昭和26年4月7日生)  | 昭和50年4月 当社入社<br>平成9年4月 当社先端材料開発一部長<br>平成12年6月 当社製造技術部長<br>平成15年4月 当社ERP推進プロジェクトリーダー<br>平成16年6月 当社執行役員ERP推進プロジェクトリーダー<br>平成17年4月 当社執行役員情報システム室長<br>平成18年6月 当社執行役員プロセス機器事業本部長<br>平成20年6月 当社取締役兼執行役員開発本部長<br>現在に至る                                                                                                                                             | 11,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | まきのじろう<br>牧野二郎<br>(昭和14年9月10日生)       | 昭和42年12月 株式会社牧野フライス製作所入社<br>昭和49年5月 同社取締役企画部長<br>昭和52年3月 同社取締役営業本部長<br>昭和53年7月 同社常務取締役営業本部長<br>昭和54年6月 同社専務取締役営業本部長<br>昭和57年10月 同社専務取締役技術本部長<br>昭和60年6月 同社代表取締役取締役社長<br>現在に至る<br>平成18年6月 当社取締役(社外取締役)<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社牧野フライス製作所 代表取締役取締役社長<br>一般社団法人日本工作機械工業会 副会長 | 10,000株    |
| 6     | ※<br>こまのひろじ<br>駒野博司<br>(昭和27年12月19日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成9年4月 当社先端材料開発二部長<br>平成12年6月 当社先端材料開発一部長<br>平成16年6月 当社執行役員開発本部副本部長<br>平成16年10月 当社執行役員開発本部副本部長兼開発企画室長<br>平成19年4月 当社執行役員(トウキョウ・オーカ・コウギョウ・アメリカ・インコーポレーテッド取締役社長)<br>平成23年6月 当社執行役員新事業開発室長<br>現在に至る                                                                 | 1,700株     |
| 7     | ※<br>さとうはるとし<br>佐藤晴俊<br>(昭和36年6月1日生)  | 昭和59年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社品質保証部長<br>平成19年4月 当社先端材料開発二部長<br>平成20年4月 当社先端材料開発一部長<br>平成21年6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長<br>平成23年6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長<br>現在に至る                                                                                                                 | 2,000株     |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 牧野二郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について  
 牧野二郎氏は、長年にわたり株式会社牧野フライス製作所の代表取締役取締役社長を務められており、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
 当社は、牧野二郎氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役大多和 茂氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※<br>たざわけんじ<br>田澤賢二<br>(昭和27年6月28日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成12年6月 当社先端材料開発二部長<br>平成15年10月 当社先端材料開発三部長<br>平成16年2月 オーカ・ヨーロッパ・リミテッド取締役社長<br>平成16年6月 当社執行役員（オーカ・ヨーロッパ・リミテッド取締役社長）<br>平成18年2月 当社執行役員（トウキョウ・オーカ・コウギョウ・ヨーロッパ・ビーブイ取締役社長）<br>平成20年6月 当社執行役員プロセス機器事業本部長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>ティーオーケーテクノサービス株式会社 代表取締役取締役社長 | 3,200株     |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 田澤賢二氏は、平成24年6月13日付をもって、当社子会社であるティーオーケーテクノサービス株式会社の代表取締役取締役社長を退任される予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠監査役藤原憲一氏の選任の効力が失効いたします。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ふじわら けんいち<br><b>藤原 憲一</b><br>(昭和15年1月14日生) | 昭和38年4月 東京証券取引所入所<br>昭和42年7月 アーサーアンダーセン会計事務所(現有限責任あずさ監査法人)入所<br>昭和45年5月 公認会計士登録<br>昭和48年6月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ)設立時、社員<br>昭和51年4月 同監査法人 代表社員<br>平成5年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員東京事務所経営委員<br>平成11年6月 同監査法人 代表社員本部経営会議メンバー<br>平成13年6月 同監査法人 代表社員本部Executive Management Member(東京事務所地区代表社員)<br>平成16年6月 同監査法人 代表社員<br>平成17年6月 同監査法人 退職<br>平成17年7月 公認会計士藤原憲一事務所 所長<br>現在に至る<br>三井倉庫株式会社 監査役(社外監査役)<br>平成21年6月 株式会社新銀行東京 監査役(社外監査役)<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士藤原憲一事務所 所長<br>株式会社新銀行東京 監査役(社外監査役) | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原憲一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任される場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由および社外監査役として職務を適切に遂行することができる理由について  
 藤原憲一氏は、直接会社の経営に関与されたご経験はありませんが、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と豊富な監査実績ならびに他の会社における監査役としての経験をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に手腕を発揮していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役との責任限定契約について  
 当社は、現行定款において、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、藤原憲一氏が社外監査役に就任された場合は、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月26日開催の第78回定時株主総会において年額4億2,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含みません。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬等として年額4,200万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日（以下、「割当日」といいます。）において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

現在の取締役（社外取締役1名を除きます。）は6名であります。第2号議案（取締役7名選任の件）が原案どおり承認可決されまると、本議案の対象となる取締役（社外取締役1名を除きます。）は現在と同様6名となります。

### 1. 取締役に対する報酬等として新株予約権を発行する理由

業績向上および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

### 2. 取締役に対する報酬等としての新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式60,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とします。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みません。以下、株式分割の記載につき同じとします。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合、調整後株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行うことができますものとします。

(2) 新株予約権の総数

600個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とします。ただし、上記「(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行います。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます。）または割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割もしくは株式併合を行う場合、もしくは時価を下回る価額で新株式の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換

される証券もしくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使による場合を除きます。）、または当社が合併、会社分割もしくは株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から7年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。ただし、権利行使の待機期間を割当日の翌日から3年超4年以内の範囲で設けるものとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の行使の時点において、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。ただし、任期満了による退任その他正当な事由により、当社の取締役または執行役員の地位を喪失した場合はこの限りでないものとします。

② その他の条件については、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(ご参考)

本議案による取締役（社外取締役を除きます。）に対するストックオプションとしての新株予約権の割当てに併せて、当社の取締役を兼務していない執行役員および一部の使用人に対しても、取締役に対するストックオプションと同様のストックオプションとしての新株予約権を当社取締役会決議により割り当てる予定であります。

## 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成21年6月25日開催の第79回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することにつき、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛成によりご承認いただきましたが、本対応方針の有効期間が本総会終結の時までであることから、本対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました結果、平成24年5月23日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、本対応方針を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定いたしました。

本議案は、本対応方針の継続についてご承認をお願いするものであります。

本総会において、出席株主の皆様のご賛成によりご承認いただいた場合、本対応方針の有効期間は、本総会終結の時から平成27年の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本対応方針の継続につきましては、本取締役会において社外取締役1名を含む全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、これに賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、当社株式等の大規模な買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、当該買付行為そのものを阻止することを目的とするものではありません。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模な買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

本対応方針の主要な変更点は、以下のとおりであり、また、本対応方針の内容は、62頁から74頁までに記載のとおりであります。

- ① 当社取締役会が大規模買付者に対して追加の情報提供を求める場合の期限（最長60日間）を設定いたしました。
- ② 当社取締役会が大規模買付者に対して求める大規模買付情報の内容を一部修正いたしました。
- ③ 当社取締役会が大規模買付者に対して求める大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルール不遵守と認定しないことを明記いたしました。
- ④ 大規模買付ルールが遵守されている場合に、例外的に対抗措置をとる場合について、所定の類型に該当するのみならず、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると当社取締役会が判断する場合に限ることを明確化いたしました。

- ⑤ 対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権を行使することができない者に対する現金交付を行わないことを明確化いたしました。
- ⑥ その他字句の整備、表現等の変更を行いました。

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、顧客が満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。また、当社は、長年にわたり国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダー（利害関係者）と良好な信頼関係を築き上げてきたほか、独自に開発した新技術と蓄積した技術資源をダイナミックに組み合わせることにより当社のコア技術である微細加工技術を進化させるなど、当社の事業特性を十分に生かした経営を行うことで、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダー（利害関係者）との関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダー（利害関係者）との良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難でありますので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行い、または行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

## 2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、「10年後の姿を見据えた機動的な仕組みを持つ「新生東京応化」を始動させる」をスローガンに掲げ、「新規事業の創出」、「既存事業の拡大」および「既存事業のリストラクチャリング」の3本柱により、企業力の強化と持続的な収益力の向上につながる取組みを進めております。

「既存事業のリストラクチャリング」につきましては、早期退職特別優遇措置の実施、国内外の生産拠点の統廃合、印刷材料事業の譲渡および不採算事業からの撤退等の大規模な「事業構造改革」を実行し、景気変動や市況変化に影響されない安定した収益構造への転換を図ってまいりました。

一方、成長戦略である「既存事業の拡大」と「新規事業の創出」につきましては、半導体関連材料等の当社の主力事業において、効率的生産やコスト低減等の諸施策を実行することに加えて、付加価値の高い新製品を新たな市場へ投入し続けることにより「既存事業の拡大」を推進させるとともに、「新規事業の創出」を目的とした組織を発足させ、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン<sup>®</sup>」や次世代太陽電池製造プロセス等、既存の事業領域に囚われない「新規事業の創出」を加速させております。これらの成長戦略を実行していくためには、効果的な経営資源の投入が不可欠であり、人材、設備および研究開発等への投資のみならず、他企業との積極的な事業提携等（M&A（合併・買収）を含みます。）も検討・推進する所存であります。

### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、創業以来の経営理念の下に掲げた「当社のコアコンピタンス（注）を強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダー（利害関係者）から高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ

め、多くのステークホルダー（利害関係者）に共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るほか、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みやコンプライアンス対応、リスク管理対応をはじめとする内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

（注）競合他社が真似できない核となる競争能力を意味します。

### 3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

当社取締役会は、上記「会社支配に関する基本方針」に記載のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、これに反する者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。当社取締役会は、このような不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、本対応方針を策定し、当該買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールとは、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるというものであります。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買

付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができるものいたします。

大規模買付ルールの内容は、以下のとおりであります。

(1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針は、以下のいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付者は、あらかじめ本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）が20%以上となる買付けまたはこれに類似する行為
- ② 当社が発行者である株式等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株式等の株式等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
  3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  4. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②および74頁に記載の別紙「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」(注)3.において同じとします。
  5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  6. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
  7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## (2) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）をご提供いただきます。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を実施しようとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を実施する旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、①大規模買付者の名称および住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥大規模買付者が現に保有する当社株式等の数および今後取得予定の当社株式等の数、ならびに⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約を日本語で記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを日本語で作成し、大規模買付者に交付いたします。当初提供いただいた情報のみでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供していただくための合理的な期間（大規模買付情報のリストを交付した時点を起算日として最長60日間とします。）を定め、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりであります。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買収対価の種類・金額、買付けの時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式等に関する担保設定予定、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

- ⑤ 大規模買付者に対する資金の供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
  - ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの基本的な経営方針および事業計画
  - ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
  - ⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダー（利害関係者）と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
  - ⑨ その他、当社取締役会または特別委員会が必要と判断する情報
- (3) 当社取締役会による検討・評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には最長60日間は、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間は、当社取締役会における検討、評価、交渉、意見形成および必要に応じて代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて特別委員会または外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件改善、代替案の提示または下記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置をとるか否かの判断を行うに至らない合理的に必要な理由がある場合に限り、特別委員会の勧告に従い、取締役会評価期間を延長することができます（延長の期間は最長30日間といたします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置につきましては、当社取締役会がその時点で相当と判断したものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要につきましては、73頁から74頁までの別紙「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」に記載のとおりであります。新株予約権の取得の条件、新株予約権の行使期間および行使条件（大規模買付者およびそのグループは、当該新株予約権を行使できないものとするなど）その他の新株予約権の内容は、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

##### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

- (イ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行っていると思われる場合（いわゆる、グリーンメーラー）

- (ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式等の買収を行っているとは判断される場合
  - (ハ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買収を行っているとは判断される場合
  - (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売付けをする目的で当社株式等の買収を行っているとは判断される場合
  - (ホ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）
- (5) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するおそれがあるため一定の対抗措置をとるべきか否かにつきましては、当社取締役会が最終的に判断を行います。当社取締役会による恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

なお、特別委員会に関する規程の概要につきましては、ご参考として75頁から76頁までに記載の「特別委員会に関する規程の概要」を、また、本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員につきましては、ご参考として

76頁から77頁までに記載の「特別委員会の委員およびその略歴」をそれぞれご参照ください。また、特別委員会が行った勧告等、その判断の概要につきましては、適時・適切に情報開示を行います。

(6) 対抗措置発動の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。
- ② 特別委員会は、この諮問に基づき、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対応方針に従って対抗措置の発動の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。
- ③ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。
- ④ 当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決定することといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値に与える影響等を検討するものといたします。

(7) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止または発動の停止を行うものといたします。

(8) 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであるため、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前

提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断されるか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## ② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および東京証券取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。仮に、別紙の内容の新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当てにおいても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者およびそのグループにつきましては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「(7) 対抗措置の中止または発動の停止」に記載のとおり当社取締役会が対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例

えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

③ 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、別紙の内容の新株予約権の無償割当てが行われる場合には、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受けます。

また、当社が取得の手続きをとる場合には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは必要ありません（ただし、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、その場合の払込金は1株当たり1円等の名目的金額となる予定です。）。

ただし、この場合、当社は、かかる株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者でないことなどを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うこととなった際に、法令および東京証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を条件に発効するものとし、その有効期間は、本総会終結の時から平成27年の当社定株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、当社取締役会は、法令改正、今後の司法判断の動向および東京証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本対応方針の変更は、都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします（法令改

正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の変更といった軽微な変更につきましては、特別委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて本対応方針を修正することがあります。)

(10) 本対応方針の合理性

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されるものであること

本対応方針は、上記「3. 会社支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）に記載のとおり、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されるものであります。

③ 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続されるものであります。また、上記「(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本総会においてご賛同いただいた後も、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、上記「(5) 特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社お

よび当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤ 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

本対応方針は、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本対応方針の継続、本対応方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙)

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の無償割当てを行うため、払込みを要しない。

### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②その共同保有者（注2）、③特定大量買付者（注3）、④その特別関係者、もしくは⑤上記①から④までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥上記①から⑤までに記載の者の関連者（注4）は、新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 当社が当社普通株式を対価として新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（ただし、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、別途調整がない限り当社普通株式1株を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。なお、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者に対し、その者が有する新株予約権の対価として現金の交付を行わないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合その他当社取締役会において別途定める場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

## 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、当社が無償で新株予約権を取得することができる事由および取得の条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (注) 1. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。
2. 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
3. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合とその者の特別関係者の株式等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
4. ある者の「関連者」とは、特別委員会の同意の下、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

(ご参考)

### 特別委員会に関する規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任する。
3. 特別委員会は、互選により委員長を定め、委員長は特別委員会の議長となる。
4. 特別委員会は、委員長が招集するものとし、各委員は委員長に対して特別委員会の招集を請求することができる。
5. 特別委員会の勧告決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。また、勧告決議が可否同数のときは、議長がこれを決する。
6. 特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、本対応方針に従って、対抗措置発動の是非について判断し、当社取締役会に対し勧告を行う。また、特別委員会は、大規模買付行為に係る当社取締役会からの諮問に対して勧告を行う。勧告にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するか否かの観点から判断するものとし、自己または当社取締役の利益を図ることを目的としてはならない。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重する。
7. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人または従業員に対し、情報の提供または特別委員会への出席を求めることができる。

8. 特別委員会は、その判断が当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができよう要請することができる。

### 特別委員会の委員およびその略歴

本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員およびその略歴は、次のとおりであります。

(五十音順)

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ぎょうだ はるひこ<br>行田 治彦<br>(昭和21年5月21日生) | 昭和45年5月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社<br>平成13年6月 同社取締役<br>平成14年10月 同社常務執行役員（平成16年6月まで）<br>平成16年6月 株式会社東京海上ヒューマン・リゾーツ・アカデミー（現株式会社東京海上日動HRA）代表取締役取締役社長<br>平成19年6月 日本アウダテックス株式会社 代表取締役取締役社長<br>平成21年6月 当社監査役（社外監査役）<br>現在に至る |
| こすぎ たけお<br>小杉 丈夫<br>(昭和17年3月23日生)   | 昭和43年4月 大阪地方裁判所判事補<br>昭和49年5月 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>昭和49年6月 松尾法律事務所（現弁護士法人松尾綜合法律事務所）入所<br>現在に至る<br>平成21年6月 株式会社東芝 取締役（社外取締役）<br>現在に至る<br>平成22年6月 富士フイルムホールディングス株式会社 監査役（社外監査役）<br>現在に至る                                        |

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                         | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふじわら けんいち<br><b>藤原 憲一</b><br>(昭和15年1月14日生) | 昭和45年5月 公認会計士登録<br>昭和51年4月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員<br>平成5年6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員（平成17年6月まで）<br>平成17年7月 公認会計士藤原憲一事務所 所長<br>現在に至る<br>三井倉庫株式会社 監査役（社外監査役）<br>平成21年6月 株式会社新銀行東京 監査役（社外監査役）<br>現在に至る                                                                                                    |
| まきの じろう<br><b>牧野 二郎</b><br>(昭和14年9月10日生)   | 昭和42年12月 株式会社牧野プライス製作所入社<br>昭和60年6月 同社代表取締役取締役社長<br>現在に至る<br>平成18年6月 当社取締役（社外取締役）<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                       |
| むろ ゆきお<br><b>室 幸夫</b><br>(昭和28年1月13日生)     | 昭和50年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社<br>平成15年6月 同社執行役員（平成17年6月まで）<br>平成16年4月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員（平成17年5月まで）<br>平成17年6月 三菱情報システム株式会社（現三菱UFJトラストシステム株式会社）代表取締役取締役社長<br>平成18年6月 三菱電線工業株式会社 常勤監査役（社外監査役）<br>平成22年6月 菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役取締役社長<br>現在に至る<br>平成23年6月 当社監査役（社外監査役）<br>現在に至る |

- (注) 1. 行田彦彦および室 幸夫の両氏は、当社の社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 藤原憲一氏は、当社の補欠監査役（補欠の社外監査役）であります。なお、同氏が社外監査役に就任される場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 牧野二郎氏は、当社の社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 各氏と当社および当社取締役との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

## インターネット等による議決権の行使についてのご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

#### (1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ行うことができます（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）。
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によつては、ご利用いただけない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成24年6月26日（火曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたら、後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(注) 「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。

#### (2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使ウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金につきましても株主様のご負担とさせていただきます。

**システム等に関するお問い合わせ**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

**2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて**

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

**3. 議決権電子行使プラットフォームについて**

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

**会場** 川崎市中原区中丸子150番地  
 当社本社 5階第一会議室  
 電話 (044)435-3000(代表)

**下車駅** JR横須賀線・湘南新宿ライン  
 武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約5分  
 JR南武線

武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分  
 東急東横線・目黒線

武蔵小杉駅〈南口〉徒歩約8分、〈西口〉徒歩約12分  
 ※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅西口経由の  
 ルートは歩道が広いため、歩きやすくなっております。

